

官

報

號外

明治三十年三月十日

水曜日

內閣官報局

○第十一回 帝國議會衆議院議事速記錄第二十號

明治三十年三月九日(火曜日)午後一時三十五分開議

議事日程

第二十號

明治三十年三月九日

午後一時開議

第一 警察監視法案(政府提出)

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第三 保安條例廢止法律案(政府提出)

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第五 國稅徵收法案(政府提出)

第六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第七 震災地方租稅特別處分法案(政府提出)

第八 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

第九 保安條例廢止法律案(竹内正志君外二名提出)

第十 豫戒令廢止建議案(竹内正志君外二名提出)

第十一 明治二十八年法律第四號中改正法律案(重岡薰五郎君外五名提出)

第十二 肥料取締法案(福田久松君提出)

第十三 會計年度改正ニ關スル建議案(小坂善之助君)

第十四 法律案(關信之介君外二十八名提出)

第十五 私設鐵道條例中改正法律案(南野道親君提出)

第一讀會ノ續(報告長)

○議長(鳩山和夫君) 是ヨリ報告ヲ爲シマス

(田中書記官朗讀)

政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

明治三十年度各特別會計歲入歲出豫算追加修正案

福田久松君提出ニ係ル鐵道改築ニ關スル質問ニ對シ高島陸軍大臣野村遞信大臣ヨリ左ノ答辯アリ

別紙衆議院議員福田久松君提出鐵道改築ニ關スル質問ニ對シ陸軍遞信兩大臣ヨリ答辯書提出ニ付及御回付候也

明治三十年三月九日

衆議院議長鳩山和夫殿

内閣總理大臣伯爵松方正義

衆議院議員福田久松君提出鐵道改築ニ關スル質問ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治三十年三月九日

陸軍大臣子爵高島鞆之助
遞信大臣子爵野村 靖

衆議院議長鳩山和夫殿

陸軍大臣子爵高島鞆之助
遞信大臣子爵野村 靖

第一項 第九回帝國議會ノ建議ニ係ル鐵道敷設上本位軌道採用ニ關スル件並ニ鐵道建築規定ニ關スル件ハ目下軌制ニ關シ專ラ調査中ナルヲ以テ未タ其採否ヲ決定スル場合ニ至ラス

第二項 前項ニ述ヘタル如ク軌制ノ調査結了ニ至ラサルヲ以テ未タ公示スヘキノ結果ヲ得ス

第三項(前段) 軍事上ヨリスレハ我軍備擴張後ト雖モ現在ノ軌制ヲ以テ之ニ伴フノ動キヲ爲サシメ能ハサルニアラサルモ調査ノ結果廣軌道ヲ採用スルニ至ラハ軍備擴張ニ對スル效果ハ益々廣大ナルヘキヲ信ス

第三項(後段) 第一項第二項ト同シク調査中ノ事項ナルヲ以テ別ニ陳辯セス右及答辯候也

明治三十年三月九日

陸軍大臣子爵高島鞆之助
遞信大臣子爵野村 靖

議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ
埼玉縣群馬縣境界變更法律案

提出者

福 田 久 松 君

堺 越 寛 介 君

提出者
中 島 又 五 郎 君
大 竹 貫 一 君
高 田 早 苗 君
醫士法案

提出者

中 島 又 五 郎 君

平 島 松 尾 君

大 竹 貫 一 君

元 田 肇 君

高 田 早 苗 君

原 善 三 郎 君

特別委員長及理事左ノ適當選セラレタリ
農業法案委員長
同理事
酒造稅法中改正法律案委員長
同理事
自家用酒稅法中改正法律案委員長
同理事
内藤正義君

登録税法中删除法律案委員長
同理事

特別委員左ノ通指名セリ

戎器火薬類取締法律案委員

多田作兵衛君

厚地政敏君

市島謙吉君

鈴木充美君
中島又五郎君
竹内正志君
沼田宇源太君

毛利莫君
江崎均君

○議長(鳩山和夫君) 昨日本會ニ於テ政府ノ撤回スペキモノデコトニナルノデコザイマシテ、斯ノ如キ

決ヲ致シマシタノハ、明治三十年度歲入歲出總豫算追加總追第二號、明治三十

年度各特別會計歲入歲出豫算追加特追第二號、竝ニ特追第二號所屬豫算外

國庫ノ負擔トナスヲ要スルモノ、此ニツデアリマシタガ、其第一ニ就イテハ唯

今御報告申シタ通、政府ヨリ豫算ヲ修正シテ、更ニ提出ニナリマシタ、サウス

ルト其第一ハ直チニ豫算委員ニ付託致シマス、從シテ之ニ關聯シテ居ル他ノ

二案モ、豫算委員ニ付託セラレタモノト御承知ヲ願ヒタウゴザリマス——是

(文部大臣侯爵蜂須賀茂韶君演壇ニ登ル)

○文部大臣(侯爵蜂須賀茂韶君) 過日小室重弘君柏田盛文君ヨリ、成規ノ贊

成ヲ得テ御提出ニナリマシタ高等教育會議規則ニ關スル質問書デゴザイマ

ス、右ニ就キマシテ是ヨリ答辯ヲ致シマスニ依シテ暫ク御清聽ヲ煩シマス、

質問ノ大體ニ於キマシテハ、舊臘勅令ヲ以テ發セラレマシタル高等教育會

議規則ハ、其組織ガ不完全デアルト云フコトニ就イテ、即チ其質問書ニ其

事が掲ゲテゴザイマスガ、尙ホ其事ヲ質問提出者ハ、敷衍シテ演説ヲセラレ

マシタコトデゴザリマス、其不完全ナリト云フ大趣意ハ、組織ガ教育社會全

般ヲ代表スルニ足ルモノデナ、ソレデハ此會議ヲ起シタ效能ガナイト云フ

ノガ、大趣意デアルト存ジマス、ソレ故ニ政府ハ之ヲ補正スルノ意デアルカ、

ドウカト云フ御質問デアル、一體政府ニ於キマシテハ教育上各地ノ経験アル

者ニ就キマシテ、公平著實ナル意見ヲ徵スルト云フコトハ、固ヨリ望ム所デ

アリマスシ、即チ質問者ノ申サル、如キ輿論ヲ聽クト云フコトハ、最モ好ム

所デアル、詰リ進ンデ力メテ、サウ云フコトニ致サウト考ヘテ居ルノデゴザ

イマス、併ナガラ其不完全ナルトキハ全般ヲ代表シテ居ラヌカラ、輿論ヲ聽

クコトガ出來ヌカラ不完全デアルト云フ御趣意ニ外ナラヌト存ジマスルガ、

何分教育ノ事務ト云フモノハ、社會萬般ノコトニ關係ヲ持ツノデアリマスル

校長ハ貴族教育ニ關係ガアルトカ、陸海軍將校ハ軍人教育ニ關係ガアルトカ

警保局長ハ取締上ニ關係ガアルトカ、臺灣ノ教育ニ就イテハ拓殖務省ノ官吏

モ關係ガアルトカ、其他商船學校長、電信學校長トカ、音樂學校ノ主事トカ、

小西甚之助君
賴俊直君

又實業教育ノ方デ申セバ、農務局長、商工局長、或ハ通商局長トカ云フヤウ
ナ總テヲ網羅致サネバナラヌト云フコトニナルノデコザイマシテ、斯ノ如キ
人ヲ集メテ會議ニ列セシムルト云フコトハ、餘程區域ガ廣クナルノデアリマ
スカラ、斯ノ如キ者ヲ集メテスルト云フノハ、文部一省ノ諮問機關トシテハ
如何デアラウカト思フ疑ヒガアルノデゴザイマス、殊ニ又其他各種學校ノ如キ

キ、師範學校長トカ、中學校、女學校、實業學校、美術學校、音樂學校、盲
哑學校ト云フ如キ其他モ澤山此各種ノ學校ガゴザイマセウ、其學校長フシテ
此會議ニ列セシムルト云フコトハ、ナカヽヽ區域ガ廣クナツテ參ルコトニナ
ラウト存ジマス、ノミナラズ總テ此各種ノ學校ト云フモノハ、性質目的モ異ツ

テ居リマスシ、都鄙ノ區別モアリ、規模ノ大小モアリ、公私立ノ差別モアル

ト云フ如ク、總テ利害ヲ異ニシテ居ルヤウナ譯デアリマス、ソレデ斯ノ如キ

モノヲ總テ網羅スレバ、質問者ノ申サル、如ク社會全般ヲ代表セシムルニ足

ルト云フコトニナルカラ、御満足デアルト云フコトニナルカ存ジマセヌガ、
併シ是ハ餘程ドウモ區域ノ大キナモノニナルノデアラテ、此度ノ高等教育會

議ヲ設ケタト云フノハ、ソコマデニ至ル趣意デハナイノデアリマシテ、高等

教育會議ト云フモノヲ、此度設ケタルハ本大臣ノ最高ナル教育諮詢機關トシ

テ、教育事務ニ關歷アリ、經驗アリ、智識アル教育各部ノ要衝ニ立ツ者、又

本大臣ノ特選スルモノト云フモノヲ以テ、組織ヲ致サウト云フ考デ、是等ニ

依シテ大イニ價値アル所ノ意見ヲ徵シテ、教育施政ノ參考ニ供シヤウト云フ

ニ外ナラヌ話デ、此規則ノ成立チマシタ譯デアリマスカラ、餘程其質問者ノ

申サル、所トハ差違ガゴザイマスノデアリマス、又尋常師範學校長トカ、中

學校長トカ云フモノハ、ソレハ各縣ノ——各府縣ノ學校長ヲ集メテ會議ヲス

ルト云フヤウナコトモ行ヒ得ラル、ノデアリマセウ、既ニ是マデモサウ云フ

會議ヲ起シタコトモアリマス、サウ云フコトヲ以テ其人ノ意見ヲ徵スルト

云フコトガアリマスルニ依シテ、其邊ニ於テハ必ズ此高等教育會議ニ列セシ

ムルノ必要ハナイト考ヘマスノデゴザイマス、ソレデ之ヲ要スルニ此度發布

ニナリマシタノハ、各部局各階級カラ議員ヲ出シテ、サウシテ利害ヲ對照セ

シメテ、決定セシムルト云フ趣旨デハナクシテ、全ク唯今モ申ス如ク、文部

省ノ最高教育諮詢機關トスルト云フノガ趣意デアリマスカラ、此コトニ御了

解ヲ請ヒタイト存ジマスノデゴザイマス、ソレカラ高等教育會議ト云フモノ

ハ、此度ノ規則デ見レバ祕密會ニナツテ居ルト云フコトハ甚ダ宜シクナイト

守ルト云フコトニ致サネバナラヌト云フコトニシテ、祕密會ト云フコトヲ

教育上ニ明ニ掲ゲタ譯デアリマス、ソレカラ開會ノ度數ノコトモ、是ハ明

ニ掲ゲテナインハ宣シクナイト、文部大臣ガ開クマイト思ヘバ開カヌコト

モ出來ルト云フヤウナコトニナツテハ、甚ダ猥ニナル、故ニ開會ノ度數ヲ規

則ニ掲グベキモノデアルト云フ御議論モアリマシタ、併ナガラ此事モソレマ

デノ御心配ニハ及ブマイト思フノデゴザイマンシテ、本大臣ノ見ル所デゴザイマスレバ、毎年一回ドコロデハナリ、隨時會議ヲ開クノ積デゴザンスニ依ッテ、決シテ何回ト云フコトヲ規則ニ定ムルノ必要ハ、本大臣ニ於テハ認メマセヌノデゴザイマス、先ダ大體ノ御趣意ニ於テハ、是デ御答辯ヲ致シタト存ジマスルガ、一體高等教育會議ハ僅ニ舊臘發令ヲ致シマシタマデノコトデゴザンシテ、未ダ實施ニ至ッテ居ラヌノデゴザイマス、實施ニ至リマシタ以上ニハ、或ハ今日ノ規則ヲ以テ完全ト認メテハ居リマスルガ、不都合ナコトヲ發見致スカモ知レマセヌ、不都合ナルコトヲ發見致シマシタレバ、其時ハ規則ヲ補正スルト云フコトハ、決シテ咨カナラヌ積デアリマス、サリナガラ今日ニ於テ之ヲ補正スルトモ云フコトノ可否ニ就キマシテハ、何トモ明言致ス

コトハ出來マセヌノデゴザンス、大要是ニテ御質問ニ對スル御答辯ヲ致シタト存ジマス、宜シク御了解アランコトヲ希望致シマス

○小室重弘君(二百九十六番) 唯今蜂須賀文部大臣ノ御答辯ヲ得マシテ甚ダ満足ニ存ジマス、尙ホ唯今ノ御答辯中ニ就イテ、二三點煩シキナガラ伺ッテ置キタイコトガアリマス、私ガ嘗テ此事ニ就イテ質問シ、而シテ希望ヲ演説シタ中ニ、今蜂須賀文部大臣ノ言ハレル所ニ據ルト、是ハ大層高等教育會議ト云フモノ、區域ヲ廣クスルト云フコトハ、文部省一省ノ機關トシテハ、備ヘノ大キナモノハ要ラナイト云フヤウニ承知シマシタガ、私共ハ此文部省ノ機關トシテ、高等教育會議ヲ見ルモノデナイ、即チ日本ノ教育全般ノ機關トシテ、一般ヲ代表スル機關トシテ、高等教育會議ヲ解釋シテ居ルモノデゴザイマス、ソレカラ又祕密會ノ事、或ハ開會度數ノコトニ就イテ御答辯ガゴザイマシタケレドモ、ソレハサウ云フ必要ガナイ御見込デアルトスレバ、敢テ私共ソレニ喙ヲ容レマセヌガ、免ニ角此儘デ四月一日ヨリ斷行ニナルデゴザイマセウカ、或ハ吾ノ希望ヲ多少御容レ下サッテ、四月一日ヨリ行ハル、譯デゴザイマスナラバ、補修ナサル思召デアルヤ否ヤト云フ御明言デスガ、四月一日以前、行フ以前ニ、尙ホ補修スルニ咨カナラヌト云フ御明言デゴザイマスナラバ、補修ナサル思召デアルヤ否ヤト云フコトヲ、一言再ビ御質問致シテ置キマス

○文部大臣(侯爵蜂須賀茂韶君) 唯今ノ小室君ノ御質問ハ、前段申上げマシタ積デゴザイマシタケレドモ、少シ辯ガ足リマセナシダカモ知レマセヌガ、今日ニ於キマシテハ、此規則ヲ以テ行フ積デゴザンス、因テ四月一日ヨリ前ニ、補正スルト云フ考ヘヲ持テ居ラヌノデゴザイマス、サリナガラ實施致シタ後ニ不都合ヲ發見致シタレバ、其節補正スルニ咨カナラヌト云フコトヲ申上ダタ積デアル、左様御承知ヲ請ヒマス

○議長(鳩山和夫君) 是ヨリ日程第一、警察監視法案、昨日ノ續キニ入りマス

第一 警察監視法案(政府提出)

前會ノ續

○湯本義憲君(十九番) 是ヨリ豫算第一科ノ分科會ヲ開キタイト云

衆議院議事速記録第二十號

明治二十年三月九日

警察監視法案

前會ノ續

デ、缺席仕リマス、因テ許可ヲ得タウゴザイマス
○議長(鳩山和夫君) 湯本義憲君カラ退席シテ分科會ヲ開キタイト云フコトデゴザイマス、許シテ差支ヘゴザイマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(鳩山和夫君) 許スコトニ致シマス、……宣シウゴザイマス
○谷澤龍藏君(百八十五番) 此議事日程第一ハ、昨日日本員モ質問致シマシタガ、マダ大變質問モアラウト考ヘル、又修正セネバナラヌコトモアラウ、隨分大變關係ノアル案デアラウト思ヒマスカラ、十分是ハ委員會ニ於テ攻究スルコト、シテ、委員ニ付託スルコトニシタイト考ヘマス

(「贊成」ノ聲起ル)

○漆間民夫君(七十一番) 私ノ質問致シタイノハ、日程第一ノ箇條ニ就イテ質問致スノデナインデ、吾々が是マデ每議會ニ於テ、保安條例及此豫戒令ノ廢止ノコトハ、本院ニ於テハ大多數ヲ以テ廢止ヲ議決シタコトデアル、今度ハ幸政府ガ輿論ノ存スル所ヲ御容レニナツテ、保安條例廢止案ヲ御出シニナツタノハ、現政府ノ免ニ角美德ノ一端トシテ見ラレル、然ルニ豫戒令ノ廢止ト云フノハ、ドウ云フコトニナサル積デアル、蓋シ日程第一、即チ此警察監視法ト云フモノヲ御出シニナツテ、是ガ幸政府ノ側カラシテ幸ニ通過スレバ、保安條例、豫戒令ハ廢止スル、ソレカラ又是ガ否決セラレタ場合ニハ、豫戒令ハ尙ホ其儘ニ存シテ置クト云フ御積リデアルカ、果シテ然ラバ所謂政府ハ朝三暮四ノ手段ヲ御執リナサル積デアルカ、其邊ニ就イテ御明答ヲ請ヒタイスル豫算ガゴザイマス、委員會デ本日結了セナケレバナリマセヌカラ、豫算委員ノ退場ヲ御許ニナリタイ、併セテ委員ノ諸君ニ、是非トモ豫算委員室ニ

○元田肇君(百十二番) チヨツト私ハ許可ヲ受ケタイ、誠ニ期限ノ切迫シマスル豫算ガゴザイマス、委員會デ本日結了セナケレバナリマセヌカラ、豫算御集リニナルコトヲ希望致シマス
○議長(鳩山和夫君) 豫算委員長カラ、退席シテ委員會ヲ開キタイト云フ請求デアリマス、許可シテ宜シウゴザイマスカ
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(鳩山和夫君) ソレデハ宜シウゴザイマス
○恵松隆慶君(二百七十二番) 決算委員ノ第五分科會モ、直チニ開キタイト云フ
○議長(鳩山和夫君) 恵松隆慶君カラ決算委員ノ第五分科會ヲ開キタイト云フ
○政府委員(寺原長輝君) 豫戒令ハ此警察監視法案ト大イナル關係ヲ有シテ

居ル所ノモノデゴザイマスルガ、大體此豫戒令ト比較致シマスルト云フト、警察監視法案ハ、其立法ノ趣旨ヲ成ルベク寛ニ取テアリマスデゴザイマス、併ナガラ其方法等ニ至リマシテハ、豫戒令ニ比較シマスルト、或ハ煩雜ニナッ

テ居ル簡條モゴザイマスルケレドモ、大體ノ趣旨ハ今申ス通デゴザイマス、而シテ豫戒令ノ廢止ハ、自カラ今申上げマスル通ニ、大分關係ヲ持テ居リマスルカラ、此警察法ガ果シテ法律トナル曉ニハ、無論其時ヲ以テ廢止スル積

テゴザイマス、併シ若シ萬一此法ガ全ク否決セラル、曉ニハ、又一段ノ考慮ヲ要スル次第デ、直チニ一方ハ成立タズ、一方ハ廢スルト云フ譯ニハナルマ

イト存ジマス

○立花親信君(百三十三番) チヨウト質問ヲ致シマス、外國人ニ關係アル條

デアリマスカラ、参考ニ御尋ニシテ置キタイ、此第三條ヲ見マスルト「外國人ニ對シテハ廳府縣長官前條ノ處分ヲ爲サシシテ帝國ノ領土ヲ退去スヘキコトヲ命シ必要ナル場合ニ於テハ之ヲ領土外ニ護送スルコトヲ得」ト云フ條デ

ゴザイマス、テ、若シ外國人が退去ヲ命ジタ場合ニ承知ヲシナイデ、サウ云フ場合ニ於キマシテ、領土外ニ之ヲ護送スルト申シマスルト、例ヘバ英國人ニアレ、獨逸人ニアレ、不都合ナコトガアツテ、之ヲ命ヲトコラノ命ヲ聽カヌ場合ニハ、矢張英國トカ、英吉利トカ、米國トカ、ソレノ國ニ、是

ハ護送スルト云フ意味デアリマスカ、或ハ領事ニテモ引渡シテ、相當ノ處置ヲ爲サシムルト云フ意味デアリマセウカ、ソレダケラ……

○政府委員(寺原長輝君) 其引渡シノ方法ニ至リマシテハ、別段ニ犯罪人引渡シ條例等ノ設ケガ備ハレバ、其方ニ依リマセニヤナリマセヌガ、是ハ護送ノ方法等ニ屬シマスカラ、別段ノ法ヲ以テ規定スル積リテアリマス

○吉本榮吉君(一百五十六番) 警察監視法案ニ就イテハ、昨日以來餘程質問モアツテ政府ノ辯明モ要領ヲ得ズシテ、詰ラナイ質問デアツテ、成ルベクハ直グニ否決トカ云クタヤウナ積ニ見エマシタガ、議院法ノ規定モアレバ、已ムヲ得ズサウ云フ譯ニハ行カヌカラ、第二ニ移ラレンコトヲ希望致シマス○議長(鳩山和夫君) 御質問ガナイヤウデゴザイマスカラ、日程第二ニ移リマス、日程第一

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○吉本榮吉君(二百五十六番) 此委員ハ、昨日ノ戒器火薬取締法案ノ委員ニ付託スルコトニ致シタイ、是ハドウシテモ理由ガ關聯シテ居ルモノデアリマスカラ、同一委員ニ付託セラレンコトヲ希望致シマス

〔賛成ケタト呼フ者アリ〕

○議長(鳩山和夫君) 此法案ヲ戒器火薬取締法案ノ委員ニ付託スルト云フコトニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(鳩山和夫君) ソレデハ、其通ニ決シマス、日程第三、保安條例廢止法律案、第一讀會

第三 保安條例廢止法律案(政府提出)
〔左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス〕 第一讀會

○議長(鳩山和夫君) 質問ガゴザリマセヌケレバ、直チニ日程第四ニ移リマス

○議長(鳩山和夫君) 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
〔贊成ト呼フ者アリ〕

○吉本榮吉君(二百五十六番) 此委員モ前ノ委員ニ付託スルコトヲ希望致シマス

○議長(鳩山和夫君) 吉本榮吉君ノ動議ニ異議ハゴザリマセヌカ

○議長(鳩山和夫君) 吉本榮吉君ノ動議ニ異議ハゴザリマセヌカ
〔贊成ト呼フ者アリ〕

○議長(鳩山和夫君) 其通可決シマス、日程第五、國稅徵收法案——政府委員目賀田種太郎君

第五 國稅徵收法案(政府提出)
〔左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス〕 第一讀會

國稅徵收法 第一章 總則

第一條 國稅ノ徵收ハ關稅其ノ他別ニ法律ヲ以テ定ムルモノノ外總テ此ノ法律ニ依ル

第二條 國稅ノ徵收ハ總テノ他ノ公課及債權ニ先ツモノトス

第三條 納稅人ノ財產上ニ質權又ハ抵當權ヲ有スル者其ノ質權又ハ抵當權ノ設定カ國稅ノ納期限ヨリ一箇年前ニ在ルコトヲ公正證書ヲ以テ證明シタルトキハ該物件ノ價額ヲ限トシ其ノ債權ニ對シテ國稅ヲ先取セサルモノトス

第四條 納稅人國稅其ノ他ノ公課ノ滯納ニ因リ滯納處分ヲ受ケ又ハ他ノ債務ニ因リ強制執行若ハ破産ノ宣告ヲ受ケタル場合ニ於テハ未タ納期ノ到来サルモ既ニ納稅義務ノ確定シタル國稅ハ總テ之ヲ徵收スルコトヲ得

納稅人他ノ公課ニ付滯納處分ヲ受ケタルニ因リ國稅ノ徵收ヲ爲ストキハ國稅ハ其ノ滯納處分費ニ對シテ先取セサルモノトス

第二章 徵收

第五條 市町村ハ其ノ市町村内ノ地租及勅令ヲ以テ命シタル國稅ヲ徵收シ其ノ稅金ヲ國庫ニ送付スルノ責任アルモノトス
前項地租徵收ノ費用ハ其ノ市町村ノ負擔トシ其ノ他ノ國稅ハ其ノ徵收金額ノ百分ノ四ヲ其ノ市町村ニ交付スヘシ

第六條 國稅ヲ徵收セムトスルトキハ收稅官吏又ハ市町村ハ納稅人ニ對シ其ノ納金額納期日及納付場所ヲ指定シ之ヲ告知スヘシ

第七條 納稅人非常ノ災害ニ罹リ政府ニ於テ其ノ被害調査ノ爲メ時日ヲ要スルトキハ其ノ間稅金ノ徵收ヲ爲サナルコトアルヘシ

第八條 市町村ハ避クヘカラサル災害ニ因リ既收ノ稅金ヲ失ヒタルトキハ其ノ事實ヲ證明シ大藏大臣ニ稅金送付ノ責任ノ免除ヲ請フコトヲ得

前項ノ申出アリタルトキハ大藏大臣ハ其ノ事實ヲ審査シ其ノ免除ヲ爲スコトヲ得

第三章 滯納處分

第九條 國稅ノ納期限ヲ過キ其ノ稅金ヲ完納セサル者アルトキハ收稅官吏ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ此ノ場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ督促手數料ヲ徵收ス

第十條 滯納者督促ヲ受ケ其ノ指定ノ期限内ニ督促手數料及稅金ヲ完納セサルトキハ其ノ財產ヲ差押フヘシ

第十一條 收稅官吏滯納處分ノ爲メ財產ノ差押ヲ爲ストキハ其ノ命令ヲ受

第十二條 差押フヘキ財產ノ價格ニシテ滯納處分費及第二條ニ依リ控除スヘキ債務額ニ充テ殘餘ヲ得ル見込ナキトキハ滯納處分ノ執行ヲ止ム

第十三條 收稅官吏滯納者ノ財產ヲ差押フルニ當リ質權ノ設定セラレタル物件アルトキハ質權設定時期ノ如何ニ拘ラス其ノ質權者ハ質物ヲ收稅官吏ニ引渡スヘシ

第十四條 收稅官吏財產ノ差押ヲ爲シタル場合ニ於テ第三者其ノ財產ニ就キ所有權ヲ主張シ取戻ヲ請求セムトスルトキハ賣却決行ノ五日前マテニ所有者タルノ證憑ヲ具ヘテ收稅官吏ニ申出ヘシ

第十五條 滯納處分ヲ執行スルニ當リ滯納者財產ノ差押ヲ免ル爲メ故意ノ行爲ノ取消ヲ求ムルコトヲ得

第十六條 左ニ掲タル物件ハ之ヲ差押フルコトヲ得ス

一 滯納者及其ノ同居ノ家族ノ生活上缺クヘカラサル衣服、寢具、家具及廚具
二 滯納者及其ノ同居家族ニ必要ナル一箇月間ノ食料及薪炭
三 實印其ノ他職業ニ必要ナル印
四 祭祀禮拜ニ必要ナリト認ムル物及石碑、墓地
五 系譜其ノ他滯納者ノ家ニ必要ナル日記書付類
六 職務上必要ナル制服、祭服、法衣
七 動章其ノ他名譽ノ章票

二 滯納者及其ノ同居家族ニ必要ナル書籍器具

三 實印其ノ他職業ニ必要ナル印

四 祭祀禮拜ニ必要ナリト認ムル物及石碑、墓地

五 系譜其ノ他滯納者ノ家ニ必要ナル日記書付類

九 發明又ハ著作ニ係ル物ニシテ未タ公ニセサルモノ

第十七條 左ニ掲タル物件ハ他ニ滯納處分費及稅金ヲ償フニ足ルヘキ物件ヲ提供スルトキハ滯納者ノ選擇ニ依リ差押ヲ爲サナルモノトス

一 農業ニ必要ナル器具、種子、肥料及牛馬並ニ其ノ飼料

二 職業ニ必要ナル器具及材料

第十八條 差押ノ効力ハ差押物ヨリ生スル天然及法定ノ果實ニ及フモノトス

第十九條 滯納處分ハ裁判上ノ假差押ノ爲ニ其ノ執行ヲ妨ケラルコトナシ

第二十條 收稅官吏財產ノ差押ヲ爲ストキハ滯納者ノ家屋、倉庫及筐匣ヲ搜索シ又ハ閉鎖シタル戸扉、筐匣ヲ開カシメ若ハ自ラ之ヲ開クコトヲ得滯納者ノ財產ヲ占有スル第三者其ノ財產ノ引渡ヲ拒ミタルトキ亦同シ

第二十一條 收稅官吏前條ノ處分ヲ爲ストキハ滯納者若ハ前條ニ掲ケタル第三者又ハ其ノ家族雇人ヲシテ立會ハシムヘシ若シ立會フヘキ者不在ナルトキ又ハ立會ニ應セサルトキハ成丁者二人以上又ハ市町村吏員市制町村セサル地ニ在リテハ區長及其ノ附屬吏員若ハ警察官吏ヲ證人トシテ立會ハシムヘシ

第二十二條 通貨、地金銀、有價證券ヲ差押ヘタルトキハ收稅官吏之ヲ封印シテ其ノ地ノ市町村長市制町村制ヲ施行セサニ保管セシムヘシ

第二十三條 債權ノ差押ヲ爲ストキハ收稅官吏ハ之ヲ保管スヘシ但シ不動產又ハ運搬ヲ爲スニ付困難ナル物件ヲ差押ヘタルトキハ其ノ保管ヲ滯納者又ハ第三者ニ命スルコトヲ得

第二十四條 差押ヘタル有體動產及不動產ハ公賣ニ付ス公賣ノ手續ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十五條 債務者前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ收稅官吏ニ對シテ滯納處分費及稅金額ヲ限トシ自己ノ債務ヲ支拂フノ義務ヲ有ス其ノ義務ノ消滅セサル前ニ

第二十六條 滯納者及賣却ヲ爲ス地方ノ稅務ニ關スル官吏、公吏、雇員ハ直接ト問接トコト問ハス其ノ賣却物件ヲ買受クルコトヲ得ス

第二十七條 滯納處分費ハ督促手數料財產ノ差押、保管、運搬及公賣ニ關スル費用、通信費及訴訟費用トス

滞納處分ヲ中止シタル場合ニ於テモ之ニ要シタル處分費用ハ仍之ヲ徵收ス
滯納處分費ハ國稅及第三條ノ債權ニ對シテモ之ヲ先取ス

第二十八條 差押物件ノ賣却代金及差押ヘタル通貨ハ處分費及稅金ニ充テ

仍殘餘アルトキハ之ヲ滯納者ニ還付スヘシ
賣却シタル物件質入書入ト爲シタルモノナルトキハ其ノ代金ヨリ先ツ
處分費及稅金ヲ控除シ次ニ其ノ負債金額ニ充ルマテヲ債主ニ交付シ仍殘
餘アレハ之ヲ滯納者ニ還付スヘシ但シ第三條ニ掲ケタル質入書入ノ物件
ニ關シテハ其ノ代金ヨリ先ツ滯納處分費ヲ徵シ次ニ其ノ負債金額ニ充ツ
ルマテヲ債主ニ交付シ次ニ稅金ヲ控除シ仍殘餘アレハ之ヲ滯納者ニ還付
スヘシ

第二十九條 會社ニ對シ滯納處分ヲ執行スル場合ニ於テ會社財產ヲ以テ滯

納處分費及稅金ニ充テ仍不足アルトキハ無限責任社員ニ就キ之ヲ處分ス
ルコトヲ得

第三十條 滯納處分ニ關スル書類ハ名宛人ノ住居又ハ事務所ニ送達スル

モノトス
事務所不明ナルトキハ通知ノ趣旨ヲ公告シ五日ヲ過クルトキハ其ノ書類
ノ送達アリタルモノト看做ス

第三十一條 直接國稅滯納者ノ納稅義務ハ滯納處分ノ結了ヲ以テ終ル滯納

處分ノ執行ヲ止メタルトキ亦同シ
間接國稅ニ付テハ滯納處分結了スルモ滯納處分費及稅金ノ完納ニ至ラサ
ルトキハ納期限後一箇年間ハ隨時其ノ不足額ヲ徵收ス滯納處分ノ執行ヲ
止メタルトキ亦同シ

第四章 罰則

第三十二條 滯納者又ハ滯納者ノ財產ヲ占有スル者其ノ財產ヲ藏匿脱漏シ

又ハ虛偽ノ契約ヲ爲シタルトキハ一月以上二年以下ノ重禁錮ニ處ス

差押物件ノ保管者其ノ保管ニ係ル物件ヲ藏匿脱漏費消若ハ故意ニ毀損シ

タルトキ亦同シ

情ヲ知テ前二項ノ所爲ヲ幫助シ又ハ虛偽ノ契約ヲ承諾シタル者ハ各本刑

ニ一等ヲ減ス

前各項ノ場合ニ於テ刑法ニ罰條アルモノハ本條ヲ適用セス

第五章 附則

第三十三條 此ノ法律ハ明治三十年七月一日ヨリ施行ス

沖繩縣及東京府管内小笠原島、伊豆七島ニハ當分之ヲ施行セス

市制町村制ヲ施行セサル地方ニ於テ本法中市町村ニ關スル條項ヲ適用ス
ヘキ公共團體ヘ勅令ヲ以テ之ヲ指定ス

北海道水產物營業人組合ハ本法ニ於テ市町村ニ準ス

第三十四條 明治二十二年法律第九號國稅徵收法、同年法律第三十二號國

稅滯納處分法及同二十三年法律第四號ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ廢止ス
(政府委員大藏省主稅局長目賀田種太郎君演壇ニ登ル)
二ハ不納ニ於ケル不任意ノ徵收ノ場合ヲ規定シタルモノデゴザイマスル、現法
ハ二ツナガラ數年前ノ制定ニ係リマシテ、殊ニ唯今申上ゲル如ク、均ク國稅
徵收ノコトニ係ルテ二箇ノ法律ヲ爲シテ居リマシテ、其上ニ於キマシテモ、權
實行上煩雜ヲ免レマセヌコトモゴザイマス、又一方ニハ、今日ハ民法モ制定
セラレ、又民事訴訟法モ實行セラレテ居リマシテ、其間ニ就イテ
衡宜シキヲ得メコトガゴザイマス、例へバ現行ノ國稅滯納處分法ニ據リマス
ルト云フト、戸主ガ國稅ヲ不納スル場合ニ、其家族ノ財產ヲモ差押ヘルナド
ト云フ規定ガゴザイマシテ、是等ハ今日諸般ノ法律ヲ改善スル上ニ於キマシ
テ、均ク修正ヲ要スベキコトヲ以テ立案シテゴザイマス、茲ニ御協賛ヲ全ウセ
キ、煩勞ヲ避ケト云フコトヲ以テ立案シテゴザイマス、茲ニ御協賛ヲ全ウセ
キ、煩勞ヲ避ケト云フコトヲ希望致シマス
ラレンコトヲ希望致シマス

○議長(鳩山和夫君) 質問ガアリマセヌカ……質問ガナイヤウデアリマスカ
○議長(鳩山和夫君) 無修正スベキコト主ト致シ、成ルベク官民共ニ徵稅ノ上ニ於テ、手續ヲ省
キ、煩勞ヲ避ケト云フコトヲ以テ立案シテゴザイマス、茲ニ御協賛ヲ全ウセ
キ、煩勞ヲ避ケト云フコトヲ希望致シマス
○議長(鳩山和夫君) 質問ガアリマセヌカ……質問ガナイヤウデアリマスカ
○吉本榮吉君(二百五十六番) 委員ハ、議長指名ニ委任スルコトニ致シテ
○議長(鳩山和夫君) 委員選舉ハ、議長指名ニ決シマス、日程第七、震災地
方租稅特別處分法案——政府委員目賀田種太郎君
(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ左ニ掲載ス)

○議長(鳩山和夫君) 議長指名ニ異議ハゴザイマセヌカ
(異議ナシト呼フ者アリ)
○議長(鳩山和夫君) 委員選舉ハ、議長指名ニ決シマス、日程第七、震災地
方租稅特別處分法案——政府委員目賀田種太郎君

○議長(鳩山和夫君) 議長指名ニ異議ハゴザイマセヌカ
(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ左ニ掲載ス)

第七 震災地方租稅特別處分法案(政府提出)

第一條 本法ハ秋田縣巖手縣ニ限リ明治二十九年八月三十一日ノ震災ニ因 リテ生シタル損害ニ適用ス

第二條 水源涸渇水路破滅等ノ爲メ地目ヲ變換シ地價ヲ修正シタル土地ハ

明治二十九年分ヨリ修正地價ニ依リ地租ヲ徵收ス

第三條 荒地ニ至ラサルモ土地ニ變動ヲ生シタル爲メ又ハ其ノ餘害ヲ受ケ
タル爲メ收利ノ減損甚シキ土地ハ其ノ實況ニ依リ明治二十九年ヨリ十箇

年以内七割以下ノ低價年期ヲ付與スルコトヲ得
第四條 市街ニ準スヘキ部落ニシテ過半ノ家屋壞倒シ營業ノ景狀容易ニ回

復シ難キモノハ其ノ實況ニ依リ明治二十九年ヨリ七箇年以内七割以下ノ
低價年期ヲ其ノ地ノ宅地ニ付與スルコトヲ得

第五條 第三條第四條ノ低價年期明ニ至リ原地價ニ復シ難キモノハ其ノ地
ノ現況ニ依リ地價ヲ修正スルコトヲ得

第六條 居住家屋ノ焼失又ハ其ノ他ノ損害ヲ受ケタルモノハ被害ノ景況ニ
依リ明治二十九年分地租未納金ハ明治三十年ヨリ二箇年以内延納ヲ許可
スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ其ノ延納ニ係ル地租ハ年賦納付ヲ許可スルコトヲ得

第七條 酒造又ハ醤油營業者ニシテ營業用ノ建物焼失壞到若ハ大破シタルモ
モノハ其ノ實況ニ依リ震災前検査濟ニ係ル未納造石稅ヲ減免スルコトヲ
得

第八條 莓子賣藥ノ營業者ニシテ營業用ノ建物焼失壞倒若ハ大破シタルモ
ノハ其ノ實況ニ依リ菓子製造稅ハ明治二十九年分未納稅金賣藥營業稅ハ
明治三十年前半年分ノ稅金ニ限り減免スルコトヲ得

第九條 本法ニ依リ損害取調中ハ其ノ租稅ノ徵收ヲ猶豫ス

第十條 本法ノ施行ニ關シテハ訴願又ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得ス

第十一條 本法ニ依リ處分ヲ受ケムトスル者ハ明治三十年七月三十一日迄
ニ申出ツヘシ若シ此ノ期限内ニ申出テサル者ハ本法ノ處分ヲ受クルコト
ヲ得ス

(政府委員大藏省主稅局長目賀田種太郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(目賀田種太郎君) 客年八月三十一日午後二時ノ頃、秋田縣及巖
手縣ニ於キマシテ發シマシタル激震ノ結果デゴザリマスルガ、其現レマシタ
ルモノハ、曩ニ愛知、岐阜ノ震災ノ場合ニ於ケルト同一ナル次第ゴザイマ
シテ、將又山形縣等ノ震災ノ場合ニ於キマシテモ、比較シテ差異ヲ見マセヌ
ノミナラズ、場合ニ於テハ又激烈ナルモノガ凡ワドノ位ノ減高ニナリマセウカ、
ガ救濟ヲ與フルコトヲ必要ト認メマスル、茲ニ協賛ヲ希望致シマス

○田中鳥雄君(二百九番) 一二縣デゴザイマスカ
○政府委員(目賀田種太郎君) 左様デ、其内間接稅ニ係ルモノガ千二百圓餘
積デ

○堀越寛介君(百一番) 此震災地ノ面積ハ、ドノ位ゴザイマス

○政府委員(目賀田種太郎君) 震災地ノ面積ハ、餘程廣ウゴザイマセウガ、本
法ニ於キマシテ、處分ヲ要スベシト見込ンデ居リマスル段別ハ秋田縣ニ於キ
マシテハ凡ツ二千町歩、巖手縣ニ於キマシテハ四百五十町歩程デゴザイマス

○堀越寛介君(百一番) 破壞シタ戸數ハドノ位ゴザイマス

○政府委員(目賀田種太郎君) 破壞セラレタ戸數ハ少ナイデゴザイマスガ、
其方ハ未ダニ實地ニ調査ガ進ミマセヌ

○堀越寛介君(百一番) 大凡デ宜シウゴザイマス

○政府委員(目賀田種太郎君) 大凡五千程デゴザリマス

○谷澤龍藏君(百八十九番) チヨット質問ヲ致シマス、此抗拒スペカラザル
事が出來タ時ハ、特別處分法案ヲ出スノハ當リ前ト思ヒマスカラ、贊成デゴ
ザリマスガ、併シ此事ニ就イテチヨット伺ツテ置キタインハ、洪水ノ時ハ備
荒儲蓄デ救ヒ得ラレルト云フコトデゴザリマスガ、震災ノ時ハ救ヒ得ラレ
ト云フ理由ヲ承リタイ

○政府委員(目賀田種太郎君) 谷澤君ニ御答致シマスガ、震災ノ場合ハ、地
租條例ニ於テ備ヘテナイ、水害其他地租條例執行上、地價ニ於テ見積ツテ居
ル、加之地租條例ノ第三條ニ明文ガアッテ、之ヲ止メテアルノデアリマス

○議長(鳩山和夫君) 他ニ御質問ガナケレバ、日程第八ニ移リマス

○吉本榮吉君(二百五十六番) 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉
(「贊成々々」ト呼フ者アリ)

○議長(鳩山和夫君) 委員ノ選舉ハ議長ノ指名ニ任スト云フ吉本君ノ動議是
ニ御異議ハゴザイマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○吉本榮吉君(二百五十六番) 日程第十モ併テ……

○議長(鳩山和夫君) 其通可決致シマシタ——日程第九、保安條例廢止法律
案

(「贊成々々」ト呼フ者アリ)

○議長(鳩山和夫君) ソレデハ日程第九、第十併テ議題ト爲シマス

○吉本榮吉君(二百五十六番) 保安條例廢止法律案(竹内正志君外二名提出) 第一讀會

第九 保安條例廢止法律案(竹内正志君外二名提出) 第一讀會

第十 豫戒令廢止建議案(竹内正志君外二名提出) 第一讀會

明治二十年勅令第六十七號保安條例ヲ廢止ス

○堀越寛介君(百一番) 一二縣デゴザイマス

○政府委員(目賀田種太郎君) 震災地ノ面積ハ、餘程廣ウゴザイマセウガ、本
法ニ於キマシテ、處分ヲ要スベシト見込ンデ居リマスル段別ハ秋田縣ニ於キ
マシテハ凡ツ二千町歩、巖手縣ニ於キマシテハ四百五十町歩程デゴザイマス

○堀越寛介君(百一番) 破壞シタ戸數ハドノ位ゴザイマス

○政府委員(目賀田種太郎君) 破壞セラレタ戸數ハ少ナイデゴザイマスガ、
其方ハ未ダニ實地ニ調査ガ進ミマセヌ

○堀越寛介君(百一番) 大凡デ宜シウゴザイマス

○堀越寛介君(百一番) 破壞シタ戸數ハドノ位ゴザイマス

○政府委員(目賀田種太郎君) 破壞セラレタ戸數ハ少ナイデゴザイマスガ、
其方ハ未ダニ實地ニ調査ガ進ミマセヌ

レハ依然此ノ命令ヲ存スルノ必要ナシ故ニ速ニ之ヲ廢止セラレムコトヲ望ム
右建議ス

○漆間民夫君(七十一番)此第十八豫戒令廢止ノ建議案デゴザイマス、是ハ
本員等モ提出ノ一人デアリマス、是ハ毎年衆議院へ提出致シマスル議案ア、
イツモ大多數ヲ以テ通過スル案デアル、之ヲ特別委員ニ付託シナイデ、直チ
ニ御決シニナルコトヲ満場諸君ニ希望致シマス
○吉本榮吉君(二百五十六番)唯今即決ト云フコトデアリマスガ、今年ハ之
ニ代ルベキニソレデ九モ十モ一ツモ、類似ノ警察監視法案ノ委員ニ付託
スルコトニ致シタイ

〔賛成々々ト呼フ者アリ〕

○議長(鳩山和夫君)別々ニ採決シヤウト考ヘマス、日程第九ノ保安條例廢
止法案ハ、戎器火薬取締法案ノ委員ニ付託スルコトニ御異議ハゴザリマセヌ
カ

〔異議ナシ異議ナシノ聲起ル〕

○議長(鳩山和夫君)ソレカラ日程第十八、委員說ニ就イテ採決致シマス、
是モ右ト同一ノ委員ニ付託スルコトニ同意ノ諸君ノ起立ヲ求メマス
起立者 多數

○議長(鳩山和夫君)多數ト認メマス——日程第十一、明治二十八年法律第
四號中改正法律案

第十一 明治二十八年法律第四號中改正法律案

第一讀會

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

明治二十八年法律第四號中改正法律案

第二條 刪除

○石原半右衛門君(百七十四番)極ク此問題ハ簡單デゴザイマスカラ、提出
者ノ一人トシテ私ヨリ此處カラ辯明致シマス、此明治二十八年法律第四號ト
申シマスルハ、即チ商法ノ除外例デゴザイマシテ、是ハ第八議會ノ節ニ吾ミ
ガ提出致シマシテ、貴衆兩院トモ通過シテ、法律ノ成立ツタモノデゴザイマ
ス、是ハ商法ノ明文ニ依リマスルト、株式會社ハ總テ四分ノ一ヲ拂込ンデ、
登記ヲ受ケテ事業ニ著手スルコトガアル、サウシテ又其株式ノ賣買モ出來ル
コトニナシテ居ルノデゴザイマスガ、鐵道會社ニ限リマシテハ、他ノ會社ト
違ヒマシテ、他ノ會社ハ一舉ニシテ成功スルト云フヤウナ譯デアリマスガ、
鐵道會社ハ是ト異リマシテ、多年ヲ經テ成功スルモノデアルカラ、他ノ會社
ト同一ノコトニモ往クマイ、ソレデ鐵道會社ニ限シテハ、十分ノ一ノ拂込デ
事業ニモ著手スルコトニシタラ宣カラウト云フ、除外法ノ法律第四號ノ趣意
デゴザイマス、所ガ十分ノ一拂込ンダ所デ、事業ニハ著手致シマスルケレド
モ、此株式賣買ハ四分ノ一拂込ンダ上デナケレバ、許サナイト云フコトガ二

條デ極ツテ居ル、然ルニ此法ニ隨ツテ私設鐵道ヲ實際ニ著手致シマスルノニ
ハ、往々拂込ヲシナイモノモアリマス、或ハ身代限ヲスル者モアリ、身代限
ヲスル者ヤラ拂込ヲシナイ者ニ對シテ、公賣處分ヲシナケレバナラスト云フ、
商法ノ第二百十七條カニ規定サレテ居ル、拂込ヲシナイモノヲ會社デ收得ス
タル譯ニモ往カズ、公賣スルコトモ、賣買ヲ許シテナイ以上ハ往ケズ、ドウモ
ナラヌヤウナ有様デアル、此不都合ヲ避クルガタメニ、此四號ノ中ノ第一條、
即チ「前條ニ依リ登記ヲ受ケタル後ト雖モ四分一拂込前ノ株式ノ譲渡ハ無效
タリ」トアルノヲ削リタイト云フノデゴザイマス、諸君、能ク御熟考下サレ
テ、私設鐵道ノ目今必要ト云フコトヲ御認メデアレバ、必ズ此二條ヲ削ラナ
ケレバナラズ、因テ提出致シタ譯デゴザイマス

○吉本榮吉君(二百五十六番)此委員ハ、鐵道敷設法中改正法律案ノ委員ニ
付託致シタイ

〔賛成々々ト呼フ者アリ〕

○議長(鳩山和夫君)此案ノ委員ハ、鐵道敷設法中改正法律案ノ委員ニ付託
シタイト云フ、御異議デゴザイマス、是ニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシノ聲起ル〕

○議長(鳩山和夫君)其通り決定致シマシタ——日程第十二、肥料取締法案

第十二 肥料取締法案(福田久松君提出)

第一讀會

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

肥料取締法

第一條 肥料ノ製造若ハ販賣ノ業ヲ營マムト欲スル者ハ地方長官ニ願出免
許ヲ受クヘシ

第二條 肥料ノ製造業者及販賣業者ハ故ラニ其ノ肥料ニ他ノ物料ヲ混和ス
ルコトヲ得ス

第三條 肥料ノ製造業者及販賣業者ハ其ノ肥料ヲ販賣セムトスルトキ豫メ
其ノ検査ヲ受クヘシ

第四條 肥料ノ製造業者及販賣業者ハ取締ノ爲ニ行フ當該吏員ノ臨檢ヲ拒
ムコトヲ得ス但吏員ハ主任タルノ證票ヲ携帶シテ之ヲ示スヘシ

第五條 免許ヲ受ケシシテ肥料ノ製造若ハ販賣ノ業ヲ營ム者又ハ検査ヲ受
ケサル肥料ヲ販賣スル者及吏員ノ臨檢ヲ拒ミタル者ハ十圓以上二百圓以
下ノ罰金ニ處

第六條 故ラニ其ノ肥料ニ他ノ物料ヲ混和シ之ニ販賣スル者ハ二十圓以上
三百圓以下ノ罰金ニ處ス

第七條 肥料ノ製造業者及販賣業者ニシテ肥料ニ關スル法律命令ニ違背シ
タルトキハ地方長官ハ農商務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ營業免許ヲ取消スコ
トヲ得

第八條 免許及検査ニ關スル制限並免許料及検定料ノ金額ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

ヲ定ム

第九條 本法施行ノ細則ハ農商務大臣之ヲ定ム
第十條 本法ハ明治三十一年一月一日ヨリ施行ス

○福田久松君(百五十番) 反対ノ通告デモゴザイマスカ

○議長(鳩山和夫君) ゴザイマセヌ

○福田久松君(百五十番) ゴザイマセヌケレバ辯明ハ致シマセヌ、ドウカ此案ハ議長ノ指名デ、九名ノ委員ニ付託ヲ願ヒタイ

○高橋小十郎君(二百六十四番) チヨウト質問ガ致シタイ、此第三條デアリ

マスガ、三條ニ「肥料ノ製造業者及販賣業者ハ其肥料ヲ販賣セントスルトキハ豫メ其検査ヲ受クヘン」トアル、是ニ就キマシテハ、或地方ニ於テハ此法案が適當致シマスカ存ジマセスガ、或地方ニ於キマスルト實ニ酷ナル法案デハナイカト考ヘマス、如何トナレバ彼ノ干鰐ノ如キモノニナリマスト、直チニ濱ニ於テ製造ニナリマズ、直チニ河原ニ出ルト云フコトガ許多アリマスカラ、検査ヲ其時々ニ仰ガナケレバナラヌコトニナリマスガ、シテ見ルト毎日検査官ト云フモノハ、此濱ニ出テ居ラナケレバナラヌガ、是等ハドウシテ検査ヲスルコトニ致シマスカ、御辯明アランコトヲ希望シマス

○福田久松君(百五十番) 御問ノコトハ實ニ御尤デ、私ニ於テモ、其邊ハ餘程苦慮シタノデアリマス、併シソレハ法律ガ出來タ上ニ、當局者ノ手心モアラウト思ヒマス、先づ今仰セノ干鰐ノ如キハ、是ハ検査ヲセヌト云フノデハナ

イガ、併ナガラ此法律案ニ於テ、大體極ク綿密ニ検査シテ貰ヒタインハ、糠トゾ柏ニアルノデ、今仰セノ干鰐ノ如キハ、不正物ノ混淆ハマア少ナイ、砂

トゾ泊ニアルノデ、法案ト關係ガ少ナイト云ハレルガ、サウデハナイラウト思フノデス

○高橋小十郎君(二百六十四番) 此法案デハサウハ見エナイ、干鰐ナドハ此法案ト關係ガ少ナイト云ハレルガ、サウデハナイ

○福田久松君(百五十番) 唯輕ク見ルト云フダケデス

○高橋小十郎君(二百六十四番) 少シ辯明ガ足ラヌヤウニ思ヒマスガ、委員ニデモ付託ニナレバ、委員會ノ方ニデモ又御尋スルコトモ出來マセウカラ宜シイガ、委員ニ付託ニナラヌナラバ、反対ノ意見ヲ述べマス

(「委員付託賛成」ト呼フ者アリ)
○議長(鳩山和夫君) 議長指名ノ委員ニ付託スルト云フニ、異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル)
○議長(鳩山和夫君) 其通ニ決シマス、日程第十二會計年度改正ニ關スル建

第十三 外九名提出 會計年度改正ニ關スル建議案(小坂善之助君)

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

會計年度改正ニ關スル建議案

現行會計年度ノ規定ニ依レハ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ルモノトス抑々政府カ先ニ該法ノ規定ヲ設ケラレタルモノ主ト

シテ當時財政上ノ便宜ニ出テタルモノ、如シ然レトモ此ノ規定ノ爲ニ從來

政府ノ會計年度ト民間ノ決算季ト相一致セサルカ爲ニ實際上ノ不便少カラス又豫算ノ關係上議會ハ十一月若ハ十二月ニ於テ開會シ翌年二月若ハ三月ニ於テ閉會スルノ止ムヲ得サルニ至ル其ノ間恰モ新曆ノ節季ト舊曆ノ節季トニ跨リ我國ノ慣例上一歲中ノ最多忙ナル時期ニ際シ當ニ憲法ノ規定ニ依

レル會期ノ實際上ニ短縮セラル、ノミナラス多用ノ人ヲシテ議員タルノ責務ヲ盡スコト能ハサルニ至ラシム今若該會計年度ヲ改正シ七月一日ヲ以テ

其ノ始トシ翌年六月三十日ヲ以テ其ノ終トセハ從來我國ノ慣例ト一致シ諸般ノ不便ヲ除去スルヲ得ヘシ而シテ議會ハ三月ニ於テ開會シ會期短縮ノ憂

ナク慎重ニ國事ヲ審議スルヲ得ム政府モ亦之カ爲ニ豫算調製ノ便ヲ享クルコト少カラサルヘン故ニ本院ハ政府ニ於テ此ノ改正ヲ實行セラレムコトヲ希望ス

右建議候也

○小坂善之助君(五十四番) 本案ヲ提出シマシタ理由ヲ簡單ニ申述ベマス(「登壇スヘシ」「登壇ニ及ハス」「簡單ニ」と呼フ者アリ)

(小坂善之助君演壇ニ登ル)

○小坂善之助君(五十四番) 本案ヲ提出シマシタ理由ヲ簡單ニ申述ベマス、現行ノ會計法ニ據リマスルト、此政府ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリマシテ、翌年三月三十一日ニ終ルコトニナクテ居リマス、故ニ此豫算ニ關係ヲ持フテ居ル議會ハ、毎年十一月若クハ十二月ニ開會シマシテ、翌年ノ二月若クハ三月ニ閉會スルト云フ恐レガアリマスルノデ、ソレノミナリマセズ、第一恰モ我國ノ慣例ニ於テ最モ一年中ノ繁忙ナル時ノ、即チ此舊曆ノ節季又ハ新曆ノ節季等ニ跨フテ居リマシテ、ソレガ故ニ多忙ノ人ハ隨分議會ニ出席シマスルニ困難ラスルト云フ恐レガアリマスルノデ、ソレノミナリマセズ、第一此年末年始等ニ休會ニナリマシテ、其休會ノタメニ憲法ニ規定サレタ所ノ九日ト云フ所ノ日數ノ上ニ於テモ、自然ノ結果トシテ短縮セラレルヤウナコトニナルノデ、政府デモ唯今ノ會計年度ニ據リマスルト、豫算ヲ調製シマスル時期ガ、最モ暑氣ノ甚シキ七、八、九月ト云フヤウナ時ニ、豫算ヲ調製シ

ナケレバナラヌト云フコトニナルノデ、政府ノ豫算ノ調製等ニ就イテモ、隨分此暑イ時デアリマスカラ、違算ガナイトモ言ハレナイ、旁々會計年度ヲ改正シテ、七月一日ヲ以テ初トシテ、六月三十日ヲ以テ終ト爲シ、即チ以前ノ會計年度ニ復スルノデ、サウ云フコトニシマスルト、我國ノ民間ノ決算期ト、

政府ノ會計年度ト符合シテ、議會モ三月ニ開イテ五月ニ閉會スル都合ニナラ、ウト思ヒマスノデ、ドウカ此年度ヲ以前ノ會計年度ニ復シテ、七月カラ六月マニシタイト云フ考デゴザイマス、併ナガラ此改正ニ就イテハ政府ノ財政上ニ隨分影響スルコト、思ヒマスカラシテ、本案ヲ特別委員ニ付託サレマシテ、委員會ニ於テ十分政府ト協議サレマシテ、此總テノ不便不都合ヲ除キ、且ツ便利ノアルヤウナコトニ致シタイト云フ所カラ、此案ヲ提出シタ所以デゴザイマス、ドウカ委員付託ニ御賛成アランコトヲ希望シマス

〔贊成々々〕ノ聲起ル

○吉本榮吉君(二百五十六番) 大分變ツタ問題デアリマスカラ、委員ノ數ハ十八名ト云フコトニシタイ

〔九名ニシ給ヘ〕ト呼フ者アリ

○廣住久道君(二百一十番) 前ノ改正ノ委員ニ付託シタイ

○議長(鳩山和夫君) 小坂君ニ問ヒマスガ、アナタノハ議長ノ指名ト云フノ

○小坂善之助君(五十四番) ドウカ議長指名ノ九名ノ委員ト云フコトニシタイ

〔贊成々々〕ノ聲起ル

○議長(鳩山和夫君) 議長指名ト云フコトハ小坂君モ吉本君ト同ジデアリマス、唯委員ノ數ニ就イテ差ガアルノデ、吉本君ノ十八名ト云フ說ニ同意ノ諸君ハ起立

起立者 少數

○議長(鳩山和夫君) 少數デ否決シマシタカラ、別ニ御異議ガナケレバ、委員ハ議長指名テ九名ト云フコトニ決シマス——日程第十四、明治二十七年法律第二十號中改正法律案

第十四 改正法律案(關信之介君外二) 第一讀會ノ續(委員長)

(報告)

〔首藤陸三君演壇ニ登ル〕

○首藤陸三君(二百二番) 委員會ノ結果ヲ御報道致シマス、明治二十七年法律第二十號ノ改正案デゴザイマスガ、此案ハ昨年第九議會ニモ提出ニナリ

マシテ、本院ノ多數ノ贊成ヲ經タル案デゴザイマス貴族院ノ都合ニ依ッテ、又

又本年本院ニ提出ニナリマシテ、特別委員ニ付託ニナリ本月一日ヲ以テ委員

スノデ、御手許ニアル通デゴザイマスガ、第四條中ニ「其ノ處分ヲ爲シタル裁判所又ハ」以下二十八字ヲ「其ノ處分ヲナシタル裁判所又ハ行政官廳ニ

裁判所又ハ」トシテアルガ、是ハ印刷誤デ「其ノ處分ヲ宣告シタル裁判所又ハ行政官廳ニ

○首藤陸三君(二百二番) サウデス

○岡田良一郎君(百六十番) チヨシト質問致シマスガ、是ニ對シテドノ位ナ

廳」ト云フ十八字デアルノデアリマス、是ダケハ印刷ノ誤デゴザイマスカラ、

訂正ヲ致シテ置キマス、諸君、此案ニ就キマシテハ御承知ニナシテ居ル通デ、

委員會ガ全會一致ヲ以チマシテ、家名再興、即チ士

七年、法律第二十號、即チ國事犯罪者ノ收祿ノ處分ヲ受ケタルモノガ、明治二十二年、勅令第十二號大赦令、及其結果ニ依リマシテ、家名再興、即チ士

族ノ籍ニ復シタモノデアリマスガ、本院ニ提出ニナシテ居ル所ノ復祿ノ問題トハ、又一種ノ趣ヲ異ニシテ居リマシテ、家名再興、士族ノ籍ニ復セラレタ

モノガ、其大赦令ニ依シテ士族ニ復セラレタガ、其族ニ伴フ祿ガ復セラレタ居ル、然ルニ法律第二十號、明治三年藩制ノ施行後ノ國事犯ノ裁判ノ宣告ヲ受ケタル者ガ、山口、佐賀、福岡、長崎、熊本ノ諸縣ノ國事犯者ガ、其大赦令ニ依シテ士族ニ復セラル、ト同時ニ、ソレニ伴フ所ノ祿、即チ帝國議會ノ協

贊ヲ經テ、而シテ此五縣竝ニ此法律ノ範圍ニアル所ノ人ニ、其祿ニ伴フ金圓ヲ受取シタノデアリマスガ、抑、今回二十號ノ法律ヲ改正致シマシテ、明

治三年九月トアルヲ、委員會ニ於キマシテ明治元年ト全會一致ヲ以テ可決シタル次第デゴザイマス、明治元年以後、即チ明治三年ノ分ハ業ニ既ニ處分ニナシテ居ル、明治元年以來明治二年ニ瓦ル國事犯人ハ、未ダ其恩典ニ浴シテ居マセヌカラ、大赦令ニ依シテ士族ニ復セラレルト同時ニ、他ノ一ハ明治三年以後ノモノハ、悉ク其祿高ノ復シテアルニ拘ラズ、明治元年ヨリ二年ニ瓦ル國事犯人ハ、未ダ其恩典ニ浴セザル故ニ、昨年ノ議會又本年ノ議會ニ於キ

マシテ、諸君ノ御贊同ヲ得マシテ、委員會ノ修正可決シタル通ニ、多數ノ御贊成ヲ希望致シマス、尙ホ此コトニ就イテハ、種々ノ歴史ト、而シテ種々ノ關係ヲ茲ニ縷陳シテハ甚ダ長クナリマスコトデゴザイマシ、昨年モ今年モ此案ハ提出ニナシテ、諸君ハ詳ニ御承知ニナシテ居ルコトニ付託ス

テ、而シテ本院ノ多數ノ御贊同ヲ仰ギタイト云フ事柄ダケヲ、唯簡略ニ述べテ、諸君ノ御贊同ヲ仰グ次第デアリマス

○議長(鳩山和夫君) 委員長——首藤君、唯今印刷ニ誤ガアルト云フ御報告ガアリマシタガ、議長ノ手許ニアル委員長ノ報告書ト、印刷シテアルモノトハ同一デゴザイマスガ、ドウ云フ譯デスカ

○首藤陸三君(二百二番) 第四條ニ「其ノ處分ヲ爲シタル裁判所又ハ行政官廳ニ於テ」トアリマスガ「於テ」ト云フ字ガ削レテアレバ、議長ノ報告ニナシテ通デ宜イノデス

文ニ「於テ」ト云フ字ガ削レテアレバ、議長ノ報告ニナシテ通デ宜イノデス

○議長(鳩山和夫君) 今印刷ノ誤デアルト演壇カラ仰シヤシタノガ、誤デ、唯法律文ニ「於テ」ト云フ字ガ重複スルノハ不都合ダカラ「ニ於テ」ノ三字ハ誤

金ガ要リマスカ、委員長ナリ提出者ナリカラ……

○議長(鳩山和夫君) 首藤君、岡田君カラ質問ガアリマス

○岡田良一郎君(百六十四番) 是ニ對シテドノ位ナ金ガ要リマスカ

○首藤陸三君(二百一番) 此國事犯ハ八百幾人ト心得ヘテ居リマス、佐賀、山口、其他ノ縣ニ於テ四百八十八名處分ニナッテ居ルカラ、殘ル數ハ殆ド四百名ニソヨクデアルト思ヒマス、ソレ故ニ金高ニ致シマス、ト、三四十萬圓デ恩典ニ浴スト云フコトニナリマス、藩々ヲ分ケルト舊水戸藩二百六十四、結城笠間藩ニ於テ二十一、仙臺藩ニ於テ三十八、新發田藩ニ於テ三、須坂藩ニ於テ一、山形藩ニ於テ一、是ダケノ數デアリマスカラ、其數ハ僅々タルモノデアリマス

○議長(鳩山和夫君) 御異議ガナケレバ、採決シヤウト思ヒマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○吉本榮吉君(二百五十六番) 読會ヲ省略シテ直チニ確定セラレンコトヲ

〔贊成ト呼フ者アリ〕

○議長(鳩山和夫君) 讀會省略ニ異議ガアリマセヌカラ、朗讀ヲ省略シテ全

部ヲ議題ト爲シマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(鳩山和夫君) 採決シマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(鳩山和夫君) 總テ委員會ノ報告ニ御異議ガアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(鳩山和夫君) 御異議ガアルヤウデスカラ採決シマス、委員會ノ報告

ニ贊成ノ諸君ハ起立ヲ求メマス

起立者多數

○議長(鳩山和夫君) 多數ト認メマス、本案ハ是デ確定致シマシタ、日程第十五、私設鐵道條例中改正法律案

南野道親君

第十五 私設鐵道條例中改正法律案(南野道親君)

第一讀會

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

私設鐵道條例中改正法律案

明治二十年勅令第十二號私設鐵道條例中左ノ通改正ス

第二十九條 旅客及貨物ノ運賃額又ハ運輸規程ヲ定メ若クハ之ヲ變更セン

トスルトキハ遞信大臣ノ認可ヲ受クヘシ但下等旅客運賃額ハ八哩以上ノ

鐵道ハ一哩ニ付金一錢五厘八哩以下ノ鐵道ハ一哩ニ付金二錢特種ノ鐵道

ハ一哩ニ付金三錢ノ割合ヲ超過スルコトヲ得ス又其範圍内ニ於テ運賃額ヲ増加スル場合ニ於テハ少クトモ二週日前ニ公示スヘシ

本條例ニ依リ運賃ヲ半減スルトキ及哩數ニ對シテ運賃額ヲ定ムルトキ匣位以下端數ヲ生スルトキハ之ヲ錢位ニ切上クルコトヲ得

(南野道親君演壇ニ登ル)

○南野道親君(二百一十六番) 本案提出ノ理由ヲ申上ダマスガ、現行ノ私設鐵道條例デハ、營業線路ノ長短ニ拘ラズ、總テ平均ノ賃金ヲ取ツテ居ルノデゴザイマス、サウシテ特殊ノ鐵道ノ或場合ニ於テモ、矢張現在ノ賃金ト同ジコトデゴザイマスガ、此短線ニ就キマシテハ、別段ノ賃金ヲ與ヘマセヌケレバ、其鐵道ノ收支ガ償ヘナイノデアリマス、ソレデ此改正案デハ短線、即チ八哩以内ノ鐵道ト、八哩以上ノ分ト、ソレカラ特殊ノ鐵道ト、三ツニ分ケマシテ、賃金ノ改正案ヲ提出致シタノデアリマス、ソレデ何故ニ此八哩ヲ標準ニシタト云フ御疑モゴザリマセウガ、是ハ別段ハキリト八哩ニシナケレバナラムト云フ譯デハゴザイマセヌ、短線デハ停車場ノ設備ト云フモノニ澤山ナル金ガ要リマス、五十哩ノ鐵道ヲ有ツテ居リマシテモ、或ハ八哩ノ鐵道ヲ有ツテ居リマシテモ、停車場ノ設備ニ於キマシテハ同ジダケノ金ガ要リマス、或ハとろん一てぶる汽罐車ヲ搭ヘル、其他停車場ニ一掛リマシタル所ノ品物ニ就キマシテハ、短線モ長線モ少シモ變ラナイノデゴザイマス、然ルニ短線モ矢張同シ賃金ヲ取ツテ營業致シマス場合ニ於テハ、ドゥアッテモ收支ガ相償ハナイノデアリマス、ソレデドウシテモ此短線ノ鐵道ヲ保護スルト云フ上ニ於キマシテハ、普通賃金デハイケマセヌト云フ所カラ、詰リ此二錢ト云フコトニ致シテハ、普通賃金デハイケマセヌト云フ所カラ、詰リ此二錢ト云フコトニ致シタノデアリマス、ソレカラ特殊ノ鐵道デゴザイマス、是ハ市内ノ高架鐵道、若クハ筋ぶと式チヨット申シマスレバ函根ノ循環鐵道、或ハ富士山ニ上ボスト云フ鐵道ハ特殊ノ鐵道デアル、又市内ノ鐵道け一ぶるの、是等ノ如キモノハ普通ノ鐵道デナクシテ、一哩ニ三十萬圓以上ノ金ガ掛リマス、サウシテ矢張一錢五厘ノ賃金ト云フコトハ、到底行ヘナイモノデアリマスカラ、デ單線、複線、特殊線ト三段ニ分チマシテ、賃金ノ改正ヲ提出致シタノデアリマス、ソレカラ此本條例ニ依ツテ賃金ヲバ半減致シマストキ、又哩數ニ對シテ賃金ヲ定メマストキ、或ハ甲ノ停車場カラ、乙ノ停車場マテ五厘ト云フ賃金ヲ取ツテ居ル所ガアリマス、是等ノ場合ハ總テ端數ヲバ削ツテ、一錢以上ト致シタイト云フ法案デアリマス、ドゥカ先キノ鐵道敷設條例改正案ノ審査委員ニ、此案ヲバ付託致シマシテ、審査セラレンコトヲ希望致シマス

○高橋小十郎君(二百六十四番) 此法案ハ第二十九條ヲ見マスト、貨物ノコトハアリマセヌデ、乗客ノミノコトデアリマスガ、貨物ハ如何ナサル思召ゴザイマセウカ

○南野道親君(二百一十六番) 是ハ現行法律ノ通デゴザイマシテ……

- 高橋小十郎君(二百六十四番) 貨物ハ…
 ○南野道親君(二百一十六番) 現行ノ法律ハ私ハ御答致シマセヌ、改正ノ理由ダケヲ御答致シマス
 ○高橋小十郎君(二百六十四番) 乗客ダケデ宜シイト云フ御精神デアリマスカ—乗客ダケハ増シテモ、貨物ハ増スニ及バスト云フ…
 ○高橋小十郎君(二百六十四番) 貨物ノコトハ私ノ改正ノ案ニハナイデス方ハ増サナクテモ宜シトイト云フノデスカ

○南野道親君(二百一十六番) サウデス

○議長(鳩山和夫君) 提出者カラ委員付託説ガ出テ居リマスガ…
 (「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(鳩山和夫君) フレデ 鐵道敷設法中改正法律案ノ委員ニ付託スルコトニ可決シタモノト認メマス——議長ガ指名シマシタ委員ヲ報道シマス

(田中書記官朗讀)

國稅徵收法案委員

恆松 隆慶君

堀越 寛介君

大津 淳一郎君

竹尾

廣住 久道君

和氣 清太郎君

杉村 寛正君

荒井 啓五郎君

橋本 省吾君

震災地方租稅特別處分法案委員

首藤 陸三君

井上利右衛門君

沼田 宇源太君

石橋 孫八君

坂本 理一郎君

山本 六彦君

肥料取締法案委員

土居 光華君

田中 鳥雄君

高橋 小十郎君

福田 久松君

喜多川 孝經君

鈴江 泰造君

中山 丹治郎君

源 晟君

板東 勘五郎君

會計年度改正ニ關スル建議案委員

改野 耕三君

佐藤 兵八君

新井 章吾君

立石 吻岐君

中島 祐八君

藤岡 常彦君

小畑 岩次郎君

江藤 新作君

倉島 松男君

○議長(鳩山和夫君) 次回ノ日程ハ書面ヲ以テ御通知致シマス

(午後二時四十九分散會)

衆議院議事速記録第十九號正誤

正誤
認キタト盡
正誤

二九二 下 一三
正誤